

介護保険システム等標準化検討会 第2回議事概要

日時：令和7年8月8日（金）16:00～17:00

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	都築 規明	川口市福祉部介護保険課 課長
出席	平野 智康	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 課長
出席	土橋 昌平	甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課経営係 主任（代理出席）
出席	川上 正暁	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐（代理出席）
出席	若林 学	株式会社RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門 介護グループ グループ長
出席	西 健一	Gcomホールディングス株式会社 介護標準化移行推進部 第4介護移行推進課 課長
出席	鈴木 良輔	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席	立野 雅也	株式会社電算 ソリューション2部
出席	斎藤 駿介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 首都圏統括第五部 第二課 アソシエイトスペシャリスト
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席	伊藤 貴実	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部パッケージ開発第六部 主任技師（代理出席）
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 Public & Education事業本部 社会保障サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	下田 卓也	デジタル庁統括官付参事官付 主査
欠席	稲垣 嘉一	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	加藤 秀和	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
欠席	島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 保険局医療介護連携政策課 推進官 併任 保険局診療報酬改定DX推進室 室長代理補 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー 併任

出席 西澤 栄晃 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
欠席 菅野 喜之 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席 平井 智章 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席 奥田 大輔 厚生労働省老健局介護保険計画課 介護DX専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書第5.0版案対応概要について
3. 標準仕様書第5.0版案の決定について
4. その他

【議事概要】

○ベンダ構成員

・資料3の7頁にて介護分野におけるDXの推進への対応として、適合基準日は令和9年1月1日に見直しされたと認識している。また、全国意見照会にて特定移行支援システムの団体に関する質問が複数あがっており、回答内容が検討中であると認識している。弊社としても特定移行支援システムの対象となる団体が100団体程度となっており、適合基準日を守るための前提として標準準拠システムへ移行した団体を対象として計画を立てている。理由としては、現行システムと標準準拠システムの両方に介護DXの対応を行うにもベンダ側のリソースが不足しているため、対応が厳しい状況である。対応方針によっては計画を再検討することも考えられるため、特定移行支援システムの団体に関する方針を早々に明らかにしてほしい。

⇒（座長）同様の意見が他のベンダ構成員や自治体構成員からあるか確認したい。

⇒（ベンダ構成員）特定移行支援システムの団体は少ないが、弊社も同様の影響はあるため、方針を確認できればと考えている。

⇒（ベンダ構成員）弊社も同様で、標準準拠システムへの移行を優先して対応し、標準準拠システムへ切り替えた後に介護DXの対応を本格運用開始日までにを行うよう調整を進めている。その中、現行システムに介護DX対応を行うとなると、標準準拠システムへの介護DX対応が遅れることが考えられるため、標準準拠システムへの移行を促す等の情報発信をお願いしたい。

⇒（ベンダ構成員）弊社も同様で、現行システムへの介護DX対応は計画しておらず、対応も厳しいと考えているため、対応方針を明確にしてもらいたい。

⇒（事務局）4社から意見が上がったが、認識の齟齬がないようにしたい。

まず、適合基準日は標準化法に則って自治体システムが標準仕様に適合する期限となる日付であると認識している。そのため、特定移行支援システムに該当する場合、適合基準日は関係しないと事務局は理解している。ベンダ構成員からの意見は適合基準日に関してではなく、介護保険部会で示されたスケジュールにある本格運用開始日（令和10年4月1日）までに特定移行支援システムの団体においても介護情報基盤との連携を間に合わせる必要があるのかどうかということが争点と考えているが、認識齟齬はないか。

⇒（ベンダ構成員）説明された内容のと通りの認識である。

- ⇒（事務局）認識齟齬がないということなので意見を整理すると、適合基準日（令和9年1月1日）への意見ではなく、特定移行支援システムに該当する団体の中で本格運用開始日（令和10年4月1日）までに標準準拠システムへ移行できない団体において、介護情報基盤への移行はどうか確認したいという意見である。厚生労働省老健局より回答をお願いしたい。
- ⇒（厚生労働省老健局）現時点ではできる限り早く移行をお願いしたいという回答になる。今後、状況を見つつ対応を検討することになる。
- ⇒（ベンダ構成員）方針がいつ頃明確になるのかが重要であり、できる限り早期に決めていただきたい。
- ⇒（座長）特定移行支援システムに関する課題は標準化対応の範疇を超えているため、課題の取り扱いも含め、議論する必要があると考える。ただ、標準化対応と関連する内容でもあるため、標準化検討会としては令和7年度下期の検討課題として取り扱いたいと考えるがどうか。
- ⇒（ベンダ構成員）問題ない。
- ⇒（座長）経緯等も含め、動きがあれば事務局から情報共有してもらいつつ、課題管理することとする。

○ベンダ構成員

- ・資料3の17頁のNo.1にある令和7年度税制改正への対応について、標準準拠システムと現行システムの両方に対応が必要となると考えている。令和8年1月改定で情報等が提示されるとなると、住民税システムとの連携にも影響があり、対応が間に合わない。対応内容の情報提供等を早々にお願いしたい。
- ⇒（厚生労働省老健局）介護保険制度だけでなく、他の制度と横並びで検討する必要がある、調整中である。早々に情報提供を行う必要があることは認識しているため、調整ができ次第、できる限り早く対応したいと考えている。
- ⇒（事務局）標準仕様書の次回改定予定である、令和8年1月に情報提供しても間に合わないため、令和7年度税制改正に対する対応内容等の情報提供は標準仕様書の改定を待たず、事務連絡等で早々に情報発信をお願いしたい。

○構成員

- ・資料3の14頁にある高額合算自動償還対応について、事務局からの説明にて「インタフェース仕様の変更による介護保険システムへの影響は帳票レイアウト以外にも発生する見込み」とあったが、具体的にどういう影響があるのか、可能な範囲で説明してほしい。
- ⇒（事務局）帳票レイアウトに追加した「支給申請簡素化」の情報を管理し連携するための項目が追加される見込みであること、また支給申請簡素化により医療保険者側との連携にて支給申請情報等をやり取りする流れやタイミングが変更となる可能性があると同っている。
- ⇒（構成員）現在検討中ということで確たる情報ではないと理解しているため、詳細な情報が決まった際は情報提供してもらえると理解でよいか。
- ⇒（事務局）詳細な情報は厚生労働省老健局と相談の上、適宜情報提供したいと考えている。

○座長

- ・事務局からの説明のとおり検討会後に変更等が発生する場合は、最終的な判断については座長に一任していただきたい。
- ・「介護保険システム標準仕様書【第5.0版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。
⇒（座長）特に疑義等はないため、「介護保険システム標準仕様書【第5.0版】案」を決定とする。

以 上